

2013年9月16日

小児科専門医研修施設
指導責任医 各位

公益社団法人日本小児科学会
会長 五十嵐 隆
中央資格認定委員会
委員長 有阪 治

専門医制度が大きく変わります！

研修プログラムの評価・認定、研修施設の評価・認定、小児科専門医の認定、
これらは学会ではなく、中立的第三者機関が行うことになります。

日常診療でご多忙の中、優れた専門医を育成するために小児科学会専門医研修施設としてご活動いただき心より御礼申し上げます。

これまでは小児科学会が小児科専門医制度に沿って、専門医研修施設の認定を行ってまいりました。小児科学会認定の研修施設で研修を行うことが小児科専門医を取得するための条件でした。しかし、社会からのニーズを背景に、各診療領域において安心・安全な標準的な医療を提供できる医師としての専門医を育成、認定するような新たな仕組みづくりが進められてきました。

2013年度内に中立的な第三者機関が設立されると、学会とは独立したこの中立的機関において専門医の認定が行われ、研修プログラムと研修施設の評価、認定も行われるようになる見込みです。このような新しいシステムにより、2017年からの新しい専門医制度をスタートすべく準備が進められているところです。

くりかえしになりますが、新しい専門医制度下では、研修プログラムを持つ「基幹研修施設」の認定および専門医の認定は、小児科学会ではなく、この第三者機関によって行われることになります。そこで、現在、小児科学会が認定している研修施設、支援施設に対しまして、新しい専門医制度の仕組みと今後のスケジュールをお知らせいたしますので、ご準備をお願いします。

- ▶ 新制度下では、研修プログラムを持つ「基幹研修施設」の認定および専門医の認定は、第三者機関によって行われることになるため、各基幹研修施設は、研修プログラムを第三者機関に申請し、研修プログラムが適正か否かの審査を受けることになります。
- ※専門医制度整備指針（第4版）と専門医制度研修プログラム整備指針をお送りしますのでご熟読ください。

- ▶ 第三者機関によって認定された「基幹研修施設」は、2017年4月、新制度のスタートに向けて、2016年度始めには2年目初期臨床研修医（2014年に初期研修をスタートした医師）に対して、研修プログラムを提示し、「専攻医」（専門医取得をめざす研修中の医師の名称を「専攻医」と表現します）の募集を開始する。

※認定されなかった施設は、ほかの基幹研修施設の研修プログラムの関連研修施設として傘下にはいることとなり、自施設では専攻医の募集はできなくなります。（**現制度と新制度を比較した解説図を参照**）

小児科学会は、事前に2014年度中（2015年3月まで）に、「基幹研修施設（+関連研修施設群）」候補を選定します。専門医制度整備指針（第4版）と専門医制度研修プログラム整備指針には、アウトライン的なモデルが提示されています。基幹研修施設の認定を受けたい施設は研修プログラム(案)を作成いただきます。研修プログラム案を提出いただくための書式は11月頃お送りします。ただし、基幹研修施設に認定されるには施設基準等の他に、専門医取得の実績など厳しい条件があります。

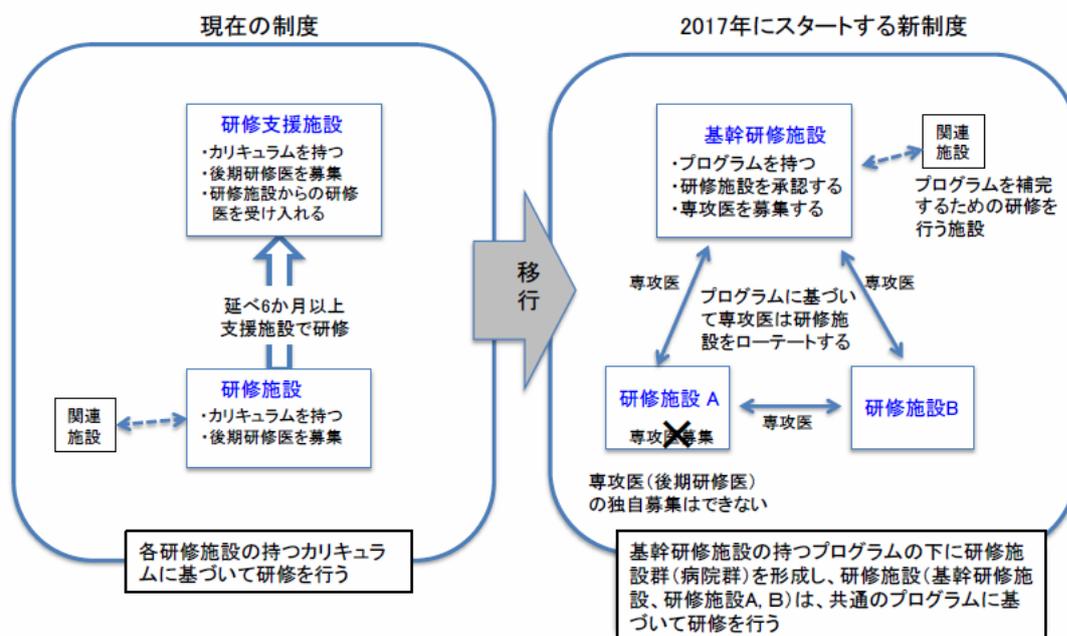


図 新しい研修制度への移行

注) プログラムとは、専門医制度の定める研修カリキュラムを、専攻医ごとに計画的かつ適切に提供するための具体的な研修計画のこと。